國學院大學学術情報リポジトリ

『陸奥話記』の高階経重問題

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 野中, 哲照, Nonaka, Tessho
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000139

『陸奥話記』の高階経重問題

野中哲照

はじめに

の成立論では「侍り」への着眼がそうであった。『陸奥話記 に視界が拓けるというポイントである。たとえば、 研究には、ここぞという要所がある。その謎が解ければ一気 『後三年記』

の文献批判を礎にして、従来の 崇(一九九一)、伊藤博幸(一九九二)は笠栄治(一九六六) 研究では、高階経重問題がそれに当たる。 高階経重問題に照準を定めるに至る準備段階があった。 『陸奥話記』に依拠した前九年 高橋

> しても一定の信頼性があるとみられており、 それとの近似性を示す『陸奥話記』にも若干の虚構性はあると した。従来は、編纂史料である『扶桑略記』がまずは信頼され、 記』『陸奥話記』の史料的価値の低劣性(別稿)について指摘 や『今昔』前九年話の先行性〔野中(二〇一四)〕や、『扶桑略 とを指摘した。一方で、『陸奥話記』の著しい虚構性・誘導性 合戦観に疑義を呈し、『今昔物語集』巻二五―一三話 『今昔』前九年話と略す)にむしろ実相を伝える側面があるこ 相対的に『今昔』 以下、

いものとして軽んじられてきた(『陸奥話記』を翻訳したのが 前九年話は説話集に収められている言説ゆえに史料的価値の低

さを裏づけるものであり、『陸奥話記』の虚構性をさらに深く高階経重問題の解決は、『今昔』前九年話の史料的価値の高の史料的価値に逆転が起きたということである。

解き明かす糸口になるものである。

――当該期の歴代陸奥守とその問題点高階経重問題とは何か

によって、次のとおり復元することができる。もちろん、『陸前九年合戦に関わる時期の陸奥守については、『国司補任』

停止、「見」は在職中であることが史資料に見える(確認でき組み立てた場合のことである〔「任」は叙任、「停」はその任の奥話記』『扶桑略記』を一級の根拠としての位置から遠ざけて

- | 世紀前半~中葉の陸奥守|

る)の意]。

藤原済家 一〇〇九~一〇一三年

年に「見」でそれが任期五年の幅に合致。しかも一(一〇〇九年、一〇一〇年、一〇一二年、一〇一三

○一四年に「前守藤原済家」と見える。)

·藤原貞仲 一〇一四~一〇一八年

係から起点を推定し、任期五年とみて終点を推定。)(一〇一六年、一〇一八年に「見」で、前任との関

則光 一〇一九~一〇二三年

橘

推定。後任との関係から四年間か四年間半で辞した(一○一九年に「見」で、前任との関係から起点を

と推定。)

平 孝義 一〇二三~一〇二八年

(一○二三年、一○二四年、一○二五年、一○二七

を推定。五年間半となるが前任の残任期の調整とみ年、一〇二八年に「見」で、後任との関係から終点

藤原朝元 一〇二九~一〇三一年る。)

(一○二九年に「任」、一○三一年十月に「卒」なの

で起点と終点は明確。三年間。)

藤原兼貞 一〇三二~一〇三六年

起点・終点を推定。四年間。)(一〇三四年に「見」で、前任・後任との関係から

宣 一〇三六~一〇四〇年

(一○三六年十月は「任」で明確。そこから任期五藤原頼宣 一○三六~一○四○年

たか。)年とみて終点を推定。前任との間に一人辞退者がい

頼清 一〇四一~一〇四五年

源

とから、それを当てはめうるところはここしかな一○四八年に源頼清が「前守」として「見」えるこ(人名不詳ながらここに五年間の任期を仮に設定。

(頼清に次ぐ時期としての五年間の任期を仮に設定、藤原登任 一〇四六〜一〇五〇年

「永承の比」の藤原登任の任期をこのように推定。人物を登場させるなどの虚構性はないと考えて、『陸奥話記』は年月の操作はありえても実在しない

後任との関係から終点は確実。)

源

頼義

一〇五一~一〇五五年

は一○五六年を「任終」とするが不審。この期間中は確実。任期五年とみて終点を推定。『陸奥話記』(一○五一年は「任」で『本朝続文粋』なので起点

の一○五三年に「鎮守府将軍」に兼任で、これも『続

· |藤原良綱 一〇五六年|···A

本朝文粋』なので確実。)

年記』に「前守」とある。)

王編年記』、一〇五七年の『扶桑略記』や『帝王編

(言りこさ)『덝東少』こよって「源 頼義 一〇五六~一〇六〇年

任との間に一年間のブランクが生じる。)こから任期五年とみて終点を確定。このままだと後(右のとおり『百練抄』によって「任」が判明。そ

高階経重 一〇六二年···B

次も危うい。)とある。両書の史料的価値の危うさゆえに、この年(『扶桑略記』『陸奥話記』に「康平五年の春の月」

(ここも不明。『陸奥話記』『扶桑略記』以外に史資頼義 一〇六一~一〇六二年

源

ての終点なのかは不明。鎮守府将軍としての任務終ているので、終点は確実。しかしそれが陸奥守とし料がない。前九年合戦の終結とともに頼義は上洛し

り寺別りを興国庁り荒れとおおよく巴屋庁らこりこ、これに本稿で問題にする箇所は、四角囲みのAおよびBなのだが、一方の可能性もある。)

Aの時期なのかBの時期なのかが不明である。これが、『陸奥次節以降で述べるように、実在の高階経重の任陸奥守はこのり前の部分の歴代国守も明らかにした。

話記』の高階経重問題である。

三 『今昔』前九年話と『陸奥話記』の関係

のようになる。

と四六か所にもわたって年・月・日のいずれかが明示されてい五年十月廿一日を以て」「天慶二年十二月十一日を以て」など関係話で確認すると、『将門記』では「延長九年を以て」「承平いても、それを削除する傾向が強い。そのことをたとえば将門い記話集なので、暦時間の記述(年月日)が原資料に存在してとで、高階経重の登場位置が大きく異なることである。『今昔』を四六か所にもわたって年・月・日のいずれかが明示されている。

こない。これは、原資料にあったものを意図的に除いたものと ニハ」「~間」などという暦時間を排除した時間表現しか出 二」とあるだけでそれ以降は「初ハ」「其後」「~時二」「其後、 頼義重任の経緯に関わるところに焦点を当てて比較すると、 る。これを踏まえて、『陸奥話記』と『今昔』 話とで、記事の順序が異なるところはない。この点が重要であ 考えてよいだろう。しかしながら、『将門記』と『今昔』将門 亦、程ヲ経ズシテ」「〜程ニ」「而間」「其時ニ」「而ルニ」「後 謀反被誅語第一」(『今昔』将門話)では冒頭に「朱雀院ノ御 るのに、それを翻訳した『今昔』巻二五· —第一 前九年話の、 話 「平将門、 次 源 発 時

黄海合戦にて頼義軍苦戦

安倍頼時の死

(国解

源頼義、 永承の比、 "今昔』 前九年話 任鎮守府将軍 陸奥守藤原登任の征夷失敗

大赦あって安倍頼良、 頼時と改名

阿久利川事件勃発 守、 任既ニ満タリ」)

源頼義による安倍氏追討開始

平永衡事件と藤原経清離反

頼義の任期終了、 高階経重辞退により頼義再任

朝廷 新

司

を任命するも辞退し源頼義重任

天喜五年秋九月、 安倍頼時の死 (国解

陸奥話記

源頼義、 任陸奥守・任鎮守府

将軍

永承の比、陸奥守藤原登任の征夷失敗

大赦あって安倍頼良、 頼時と改名

任期満了の年、 阿久利川事件勃発

源頼義による安倍氏追討開始

平永衡事件と藤原経清離反

一月、 黄海合戦にて頼義軍苦戦

同年十

戻ったとある 安倍頼時追討や黄海合戦より前の位置 のの国人たちが前国守である源頼義に従っていたので、 (一〇六二)春、 頼義 貞任・ 源頼義、 厨川の柵陥落、 陸奥話記』や『扶桑略記』によれば、 経清ら、 清原武則軍が安倍氏追討 清原氏に援軍を要請 (前節のB)。ところが、『今昔』前九年話では、 陸奥守に任じられ、 ますます横行 安倍氏滅亡 陸奥国まで下ってきたも [天喜五年(一〇五七 高階経重は康平五 都に 年 貞任 同年 違いなく 同年秋七月、 康平五年春、 出羽守源兼長から源斉頼への交替、 月除目によるものだと仮定すれば、そこから五年間の任期とみ 永承六年(一○五一)に頼義が陸奥守に任じられたのはまず間 秋よりも前の時期〕にそれが置かれている 同年九月十七日、 が安倍氏追討 源頼義、 天喜三年 (一〇五五) 十二月、 経清ら、 清原氏に援軍を要請 (『本朝文粋』「康平七年頼義奏状」)、 右 諸国兵粮・ 高階経重に任陸奥守も辞退 ますます横行 の裁許が決定しないまま頼義 厨川の柵陥落、 兵士到来なき訴え の末までが頼義の任期ということに 安倍氏滅亡 斉頼も非協力的 (前節のAに相当)。 (国解 それがかりに正 清原武則軍

れ辞退したと考えることもできるわけである(次節 なり、高階経重は天喜四年(一○五六)正月に陸奥守に任じら

問題を焦点化すれば、実際の高階経重の任陸奥守とその辞退

は、天喜四年(一〇五六)なのか(A=『今昔』前九年話)、 康平五年(一○六二)なのか(B=『扶桑略記』『陸奥話記』)

ということである。「康平七年頼義奏状」に伊予守について「然

る間、四年の任、二稔、空しく過ぐ」とあるように、国守の任 しても、 期が形骸化していたとは見えない。都合により赴任が遅れたと 任期の原則は守られていたのである。

常、

兵部大輔に遷任す。

兀 頼義陸奥守在任の一期目と二期目のはざま

と察せられる。

は、

念に読み解いてみると、そうではないことが判明する。 陸奥守の時期が重なっているように見えるのだが、史資料を丹 ない問題が出てくる。この年に陸奥守に叙任されたもう一人の 退を天喜四年(一○五六)と考えた場合、解決しなければなら 人物、藤原良綱との関係である。経重と良綱とは一見すると任 『今昔』前九年話のいうように高階経重の任陸奥守とその辞 『百練抄』天喜四年(一〇五六)十二月二十九日条の記事が はじめは藤原良綱を陸奥守に任命したも

ある。それによると、

ことになっている。 とって、 ののそれを辞退したため、良綱を兵部大輔に移すという形を 源頼義、更に陸奥守に任ず。 同日、 源頼義を陸奥守に「更任」(重任) するという 征夷の為なり。 陸奥守良綱

る。そのことを前提として考えると、十二月二十九日の記事 類を見ても、 に伴う臨時の除目はいつでもありえたのだろうが、当時の記 ここで問題になるのは、十二月二十九日の日付である。 翌天喜五年(一〇五七)の正月除目の内定記事なのだろう 受領の除目は正月と八月である。前任者の病気理由の辞任 春・秋の年二回の除目は守られていたようであ

ることになるからである。そう考えると、頼義の一期目の任陸 れていたように見える。起点が半年ずれると、終点も半年ずれ たとみる)、この時期の陸奥守に関する叙任は正月除目で行わ から考えて「年」の虚構はあったとしても「月」の虚構はなかっ 略記』『陸奥話記』)とあることからすると(虚構の性格や意図 叙任も正月除目であるし、高階経重の赴任に「春の月」(『扶桑 五一)であることは、まず動かない(先述)。藤原良綱のこの 一方で、一期目の源頼義の任陸奥守の起点が永承六年

奥守は永承六年

一)の正月であろうと推測することに

の任期が臨時的に延長されて六年になるような状況があ

たと

0)

特

8 例として五年任期であった なる。一般の国守の任期は四年であるが、 ら起算すると、 頼義を重任させるかどうかは天喜三年 (『国史大辞典』)。 陸奥守は遠隔地 永承六年正月か

名が出ていたと考えることもできるわけである。 出てくるよりも一年前のことである。その時期に、 『今昔』の位置とも齟齬しない。 の暮れに議論されていなければならない。 藤原良綱の名が この想定は 高階経 〇 五 五 重の

になることは考えにくい

第117巻第2号(2016年) こうなってくると、天喜四年(一○五六)八月三日条の 帝

にしてもなぜ『帝王編年記』に「前守」などという表現が こが『十三代要略』では「陸奥守」となっているのだが、 の源頼義に「前守」とあることは看過できない。こ それ 沿出て

義はその正月に陸奥守に「更任」されているゆえ。『百練抄』)、 守」と出てくるのは史料的な問題があるのかもしれない ○五七)八月十日条にまで『扶桑略記』『帝王編年記』 いるのか、そこを問題にしなくてはならない。 陸奥守の二期目 (重任) は、 自明のことではなかったの 翌天喜五年 にも が 前

という表現が三例も残されるはずがない。

期目へと重任されていたなら、

ではあるまい

頼

義がブランクもなく連続して一

この時期の頼義に

前守」など

期目から二

また、

頼義の一

期目

國學院雜誌

しても、 たとしても、「守」に何の理由もなく「前」が付されて「前守」 とあった史料から「前」が取れて「守」になる過程は想定しえ ことが説明できないことになる。文献学的に考えても、 同時代史料にかすかながらでも「前守」の表現の出る

人物だったのではないだろうか。厳密に想定すると、天喜三年 義の一期目と二期目のはざまに陸奥守の後任として指名され このように考えると、高階経重も藤原良綱も、 本来は、

述)。 守の空白期間が生じてしまった。そこで、 何らかの不都合によって都に戻って辞任したということである たものの(ここは『扶桑略記』 階経重が翌四年の正月除目で叙任され、 (一〇五五) の暮れに頼義の一 (その不都合とは、源頼義と安倍頼時の合戦である。 経重の辞任によって後任選びは難渋し、 『陸奥話記』 期目の任期が終了し、 陸奥国にいったん下っ の表現による想定)、 『百練抄』 年間は陸 天喜四 別稿で詳 後任の高

任し、 まった。 に任命したもののそれも辞退されたため、 (一〇五六) 十二月二十九日条にあるように藤原良綱を陸奥守 局、 年間に、 陸奥守は源頼義を「更任」することになってし 高階経重、 藤原良綱の二名の辞退者が出 良綱を兵部大輔に遷

という推定である。

推定である。高階経重がその時期に陸奥守に任じられるにふさ とと、『今昔』前九年話の経重辞任の位置を合わせて得られた るのだが、高階経重については、 の任期が天喜三年(一〇五五)末に終了しているはずであるこ わしい状況であったのかどうか、 藤原良綱については 『百練抄』という史料的裏付けが存在す 前任の陸奥守(一期目の頼義) 裏付けが必要になってくる。

五 高階経重の経歴・出生年の復元

高階経重の経歴

階明順の子で、「大和守従四 に、史資料にほとんど登場しない。『尊卑分脈』によれば、 |大和守||以外に、歴任官職の記載はない。兄に | 筑前守正五 する必要がある。 前節の結論を補強するためには、 高階経重は、 (位)下」「新古今作者」とある。 『陸奥話記』に出てくる以外 高階経重の経歴や年齢を復 高

の記載もあることから早世

(あるいは病弱のための出家)した

経重のほうが出世したかのように見えるが、兄には法名「乗蓮」 位下」の成順がいる。「正五位下」の兄よりも「従四位下」の

ために極位が低いのだろう。父明順は「正四位下」、

伯父助順

平五年)、『尊卑分脈』に記載の「大和守」(時期不明、後述) によっても、『扶桑略記』や『陸奥話記』に記載の「陸奥守」(康 大和守を歴任したというところまでは判明する。 他家に養子に出した時に遠江守であったこともわかっている てのことであったろうと察せられる。ほかに、 述)。天喜四年(一○五六)の任陸奥守は、その経験を買わ として赴任したことが『新古今和歌集』によって知られる の記載があるのみである。これ以外に、若いころ「陸奥の介_ に行けば四位にまで昇りうる家柄だったようだ。 も「正四位下」、同じく伯父信順は「従四位上」なので、 (後述)。このように経重は、 陸奥介、 遠江守、 陸奥守 経忠という子を 『国司補任』

高階経重の推定出生年

2

六○年ごろの生まれとなる。さらにそこから二十五~三十五 度推定することができる。経重の祖父成忠は、『尊卑分脈』に 間隔を二十五~三十五年とすれば経重の父明順は、 没しているので、 よれば長徳四年(九九八)に七十三歳(異本では七十二歳)で 間隔をとると、 高階経重は、 経歴がほとんど不明ながら、 その生年は延長三年(九二五)となる。 経重の生年は九七五~九九五年ごろとなる。 その年齢はある程 九五〇~九

る)。成忠の次男が明 なる(結果的にこれは世代間隔を三○年で計算したことにな その真ん中を採ると、九八五年前後の生まれと推定することに り順、 明順の次男が経重であることを勘案

なる。 すると、若干時代を下げて九九○年前後のほうが蓋然性は高く

1

じつは、

成稿の作業過程において、

世代間隔を二〇~三〇年で

計算していた時期があった(平均二五年)。そうすると、高階

しても夭折することもあるだろう。 れば系図に残りにくいだろうし、 年である。平均すると、三二年となる。長子、次子が女子であ 四五~九一五年)と元名(八八三~九六四年)父子の間隔は三 藤原範永の先祖は生没年がよくわかっているのだが、清経 後を平均的な世代間隔と考えてよさそうだ。たとえば、次項の しいものの、この時期のこの階層の人々は、おおむね三○歳前 柄によっても傾向が異なってくるので、一律に考えることが難 〜三五年と修正することにした。世代間隔は時代によっても家 経重の息女が結婚して六歳で藤原行実を出産しなければならな いという不都合なところが出てきた。よって、世代間隔を二五 その元名と文範(九○九~九九○年)父子の間隔は二六 実際には生まれた子がいたと 三〇年前後を、 この時代の

國學院雜誌 第117巻第2号 (2016年)

臣」と和歌の贈答をしている(『新古今和歌集』 経重が若いころ「陸奥の介」として任地に赴く際、 巻九 「離別歌」 一範永朝

八六八番・八六七番)。経重が都に残る範永に、 行く末に阿武隈川のなかりせばいかにかせましけ ふの 別れ

などと再会を期待する趣旨の歌を贈ると、

北永は、

だが…」と範永の反応が大げさであると指摘している。 と心を共にしていることを伝えて慰めた。同世代の友人であろ 的で観念的な表現指向に支えられた歌(幽玄につながる)であ も)。新日本古典文学大系の脚注も、「地方官の任期は四年なの 言ってよい範囲内だと考えられる(後述の範永の推定年齢 えそうだが、同志的な心の通わせ方からみて、 う。「残り少なき」の表現から範永の年齢が上ではないかと疑 君に又阿武隈川をまつべきに残りすくなきわれぞかなしき ほぼ同世代 超現実 から

奥の介」であったのは三十代以前であると考えて間違いない。 この表現を真に受けて、二人の年齢を老境だと考えてはならな いということである。それに、経重の職歴から考えても、 るからこそ、この贈答が『新古今和歌集』に採られたのだろう。

範永については千葉義孝(一九七○)に詳細な考証がある。次 項で取り上げるように、その出生年の想定などに異論はない。

この階層の世代間隔の平均と考えてよいようだ。

暦四年(九九三)ごろと推定している。世代間隔を用いた推定

結果的に一年しか違わないことになる。

先に経重を九九〇

〇九〇) に従五位上、

九一)、甲斐守に任じられている。寛治八年(一〇九四)に従

ついで正五位下と上り、

寛治五年

系譜を極めて詳細に復元して、

このような粗い推定と違って、

千葉義孝(一九七〇)は範永の その結論として範永の生年を正

陸奥守として解釈してしまったところにも問題がある。この歌 と定めたのは残念である。「陸奥の介」という表現を無視して、 依拠したらしき勘物を根拠にして康平五年(一〇六二)のこと しかし右の歌について、信頼性の危うい『扶桑略記』やそれに 贈答は、 気心の知れた友人同士の遊び感覚の所産ではあるま

3 藤原範永の推定出生年との整合性

原範永の年齢もおおよそ推定できる。

範永の曾祖父文範は

とになる(これも世代間隔を三○年で計算したことになる)。 年ごろ生まれ、さらに為雅の子中清は九五九~九七九ごろ生ま 代間隔を二五~三五年とすると文範の子為雅は九三四~九四 の真ん中を採ると、 れ、そして範永は九八四~一○○四年ごろの生まれとなる。 いるので、その生年は延喜九年(九○九)となる。そこから世 公卿補任』によれば長徳二年(九九六)に八十八歳で没して 範永は九九四年前後の生まれと推定するこ 远

年前後の生まれと推定したが、二人はほとんど同年齢なのか

しれない。

はあるが、この永頼女― になるが、そこにも矛盾や不整合は認められない。 の推定に従えば、この女性が二十九歳の時に範永を産んだこと している。範永の出生年を正暦四年(九九三)ごろとする千葉 で、千葉はこの女性の出生年を応和二年(九六二)ごろと推定 ることが知られている。 また、範永の母は山井三位の号で知られた藤原永頼の娘であ 永頼の生年は延喜二十二年(九二二) (親子関係)―範永― (友人関係) 間接的にで

藤原行実およびその母の推定出生年との整合性

高階経重の構図は整合的であるといえる。

4

る。 任ぜられ、寛治二年(一〇八八)、従五位下淡路守に進んでい 四年(一〇八四)に白河帝の蔵人となり、 康和五年(一一〇三)八月十四日条などによれば、 『中右記』承徳二年(一〇九八)八月二十七日条や『本朝世紀 ほ 応徳二年(一〇八七)に白河院の院判官代、 かに、藤原行実の存在から経重の年齢に迫る方法もある。 翌年右衛門権少尉に 寛治四年 行実は永保

○)に正四位下に進んだ。康和五年(一一〇三)の正月除目で、 四位下、 嘉保三年(一○九六)に従四位上、 康和二年

かりに、

行実を生んだ「高階経重女」を夫行房より五歳下と

年後の八月十三日に死去している。 尊勝寺の造宮費寄進の功により武蔵守に任じられたが、その半 本朝世紀』 同日条の「 母従四位 上大和守高階 経 重 朝臣女

第117巻第2号(2016年) る。 むので、 あるが、そこに子を儲けた女性が入ると出産適齢期 より有効に推定年齢や推定生没年を絞ることができ 0 問題が絡

の人物の生没年を推定する方法は古くから行われていたもので

である。

一般に、

判明している人物の生没年をもとにして不明

ŋ,

行実の母方の祖父が、

経重ということ

点が推計の起点となる。

『尊卑分脈』の行実の傍注に

「母大和守高階経重女」

とある

逝した康和五年 と推定することになる。 り、さらにその下の行実は一○三六~一○五六年ごろの生まれ 房は一〇一一~一〇二一年ごろの生まれと推定することにな いうことになる。 二年(九八六)生まれであることがわかる。するとその子 (一○六七)に八十二歳で卒しているので(『尊卑分脈』)、寛和 行実の年齢はわからないものの、その祖父邦恒は治暦 (一一〇三) には四十八歳~六十八歳あたりと 無理のない推定だろう。 行実が武蔵守に任じられ、 半年後に急 三年

國學院雜誌

うがよい。すると二十五~三十五歳で行実を産んだことにな とは考えられない。ということは、 このような微調整により、 下るという連動性の推定である)。 する部分が含まれているが、息女の生年が下れば行実の生年も で、行実の生年上限は一〇三六年なので十五歳での出産を想定 はもう少し上げて、一○一一~一○二一年の生まれと考えたほ 実の推定出生年の上限)、すなわち数え年十一歳で出産するこ 限である一〇二六年生まれとして、その女性が一〇三六年 措定すると一○一六~一○二六年ごろの生まれとなる。その下 無理のない推定となる 結果的に彼女は夫行房とほぼ同 (経重息女の生年下限は一○二一年 、経重の息女の推定生年の 経重息女の年齢についての 年

の両者の推定が結果的に矛盾なく符合するという点が重要であ にとって、二十一歳~三十一歳ごろの子ということになり、こ 〇二一年と推定した。この女性は、 年をここに関わらせないで)、 ここまでは、 邦恒-―行房―行実の系譜から(つまり 経重息女の生年を一 九九〇年ごろ生まれの経 0 経重 5 0) 重 生

ということになる。

る

5 藤原経忠の養子問題との整合性

経重には、

もう一人、子がいる。

経忠である。

『尊卑分脈

子になったようだ。 と成し、姓を改む」とあるように、生まれてすぐ藤原経任の養 の藤原経忠に「実は遠江守高階経重三男。経任卿、 経任は治暦二年(一〇六六)に六十七歳で 初日より子

を憂いて、経忠が生まれたらすぐ養子にする約束を高階経重か 子は見えないことから、 生まれであることがわかる。『尊卑分脈』でも養子経忠以外に 経任が壮年を過ぎてから子のないこと

没していることから(『公卿補任』)、長保二年(一〇〇〇)の

すぎる。経任自身がまだ三十歳ほどなので、自らの子を儲ける ら取り付けていたのだろう。この一件が一○三○年ごろだと早 〇六〇年ごろとも考えにくい。成長しきった子を引き取ったの 可能性は諦めていなかっただろう。逆に、余生少なくなって一

う。また、経重の生年を九九○年ごろと推定したので、養子の その子の生い先をある程度見届けるつもりで受け入れたのだろ ではなく、生まれてすぐの子を引き取っているのであるから、 件が一○五○年代に入ってしまうと、経重は六○歳代で子を

ろう。

ことはまた、経忠以降に子がどんどん生まれたのではないだろ のではなく、末子あたりなのだろうと)。 うということも想像される(十人ほどの子供の真ん中あたりな ゆえに、「三男」である経忠が養子に出されたのだろう。この 安定的になってきて、末子を養子に出す環境が整うのである。 出すことは考えにくい。 もっと高まる)。常識的に考えて、自らの初めての子を養子に 九五年だとすると四十歳で経忠を設けたことになり、 である(経重の生年を九九〇年前後と推定したが、 は四十五歳前後でまだ子を儲けることができそうな時期だから 何人もの子に恵まれて、一 高階経重にとって、 たとえば 家の存続が

ことから、この女性が高階経重の長子であって経忠が末子だと 重が子を儲けた期間の候補となる。これも、 仮定すると一〇二一年~三五年前後の約五年~一五年間が、 の娘(武蔵守行実の母)の生年が一〇二一~一〇三一年である 最後のほうの子供が経忠であったのだろう。先に検討した経重 無理のない推定だ

高階経重の推定出生年からみた任陸奥守の時期

孫行実の系譜から、 以上のように、 経重自身の系譜から、 子経忠の養子化の時期からとそれぞれに推 友人範永の系譜か

— 13

そうなのは、 儲けたことになり、

自らの子が生まれることを諦めかけていた時期に当たり、

一○三五年ごろである。経任は三十五歳になって

それも考えにくい。いちばん整合性の取れ

6

らの整合性で固めた結論として、 定してみても、 (幅を見て九八五年~九九五年)と考えてよいだろう。 結論は、 ずれ、 ない。 高階経重の生年は、 周囲とのさまざまな角度か 九九〇年

あるのではないだろうか。これが、天喜四年 七歳~七十七歳の経重を送り出すことを想定するのは、 奥介の経験があるからといっても、 奥守に任じられる年齢として、康平五年(一〇六二) 十二歳(若くみて六十七歳) ここからが問題である。 九九〇年ごろ生まれの高階経重が陸 の高齢になってしまう。 遠隔地である陸奥国に六十 (一〇五六) 春だと七 いくら陸 無理が 春だ

第117巻第2号(2016年)

と経重は六十六歳前後となり、

違和感はいくぶん軽減される

任命したものの、それを受け止めた側の経重は陸奥国にいった ん下向し混乱状況を目の当たりにして辞退することにしたとい (それでも高齢だが)。 が想定である。 重の 下がるほど低くなる。この点が重要である。 任陸奥守は、 叙任する側はその年齢でも良しと考えて その 時 期が 上がるほど可 次節の任大和 能 性は高くな

守との関係で、そのことが決定的となる。

國學院雜誌

六 高階経重の任大和守との関係

は、 K 康和五年 であった時期は、いつごろのことだろうか。 和守より前のことと位置づけられることになる。経重が大和守 の経重の傍注に「大和守従四下」とあったりする。ということ 「母従四位上大和守高階経重朝臣」とあったり、 高階経重の極位極官は、 彼が陸奥守に任じられてそれを辞退した一件は、彼の任大 (一一〇三) 八月十四日条の行実死去の記事 従四位下大和守である。 『尊卑分脈 「本朝世紀 (先述

任期の原則があることと、 の推定にあたっては、 になる(依拠史料は『小右記』『左経記』『範国記』など。任期 している。一〇二〇年代以降の大和守を列挙すると、次のよう 病気等による途中交替もありうるが四年 正月か八月に定例の除目が行われ

国司補任』によれば、十一世紀の大和守はその多くが

判明

いることを勘案した)。 .紀前半~中葉の大和守

世

政職 01150 四

て推定。) (一〇二一年と一〇二四年に「見」。 四年任期によっ

藤原保昌 一〇二五~一〇二八年 (一○二五年の「任」と一○二八年の「見」から推

源 頼親 一〇二九~一〇三二年

(一○二九年、一○三一年、一○三二年十一月まで

「見」。前任の保昌が最終年十月でも「見」なので頼

親の任は翌年の正月除目とみる。)

不明期間 ○三三~一○三五年…A

藤原義忠 一〇三六~一〇四 二年

「見」で十月か十一月に死去。) (一〇三六年の「任」は明示。一〇四一年二月まで

不明期間 一〇四五年···B

源 頼親 一〇四六~一〇五〇年

(一〇四六年、一〇四七年、一〇四八年、 一〇四九

年に「見」、一〇五〇年正月に流罪。)

藤原 (名欠で「藤原」 一〇五〇~一〇五四年 が一〇五〇年、一〇五四年十

一月

在任が入ることになる。

一十三日まで「見」。「藤原」であって少なくとも高

S期間 階が排除される点が重要。) 〇五五~一〇五八年…6

不明

るからその後任は翌年の正月除目。)

(前任の藤原某が一○五四年十一月まで「見」であ

藤原範国 一〇五九~一〇六二年

(一○五九年三月に名欠の「藤原」が「見」、一○六

前後の関係から推定。) ○年十一月まで範国の名で「見」、任期四年とみて

藤原成資 一〇六三~一〇六五年

(一〇六六年正月に「前守」として「見」ゆえ、

不明 期間 〇六五年の末まで。三年間だが中途の辞任か。) 一〇六六~一〇七一年···**D**

源 兼行 一〇七二~一〇七四年

なので前任者が途中で辞任か。不明期間が五年間あ (一〇七二年七月の「任」。定例の除目より早い時期

Dの期間に二人の国守がいたか。)

きる。不明期間A~Dの四か所のどこかに、高階経重の大和守 このように歴代の大和守とその在任期間を推定することがで

大和守に任じられていたとすると、七十六歳前後ということに 九九○年前後と推定したからである。もし経重が一○六六年に なる。無理があるだろう。 このうち、 同じように任じられた時の推定年齢を当てはめると、 Dはまず考えにくい。なぜならば、 経重の出 A は [生を 四

第117巻第2号(2016年) う。それより前の時期(二十代)に遠江守や陸奥守(たとえ辞 門の家柄でもない受領クラスの役人が生涯をかけて這いあがっ 退したにしても)の期間が入るとは考えにくいからだ。残る た極官が大和守なのであるから、 十三歳前後、 Bは五十二歳前後、Cは六十五歳前後となる。 四十三歳のAは若すぎるだろ

玉

勢国、 だが、たとえば畿内で上国の摂津国、近国で大国の近江国 るといえる。 彼の経歴の中での任陸奥守と任大和守とでは雲泥の差があ 近国で上国の紀伊国などと比べると陸奥守は見劣りが 壮年期に早世 (出家) したらしき兄成順が正 五位 一 伊

國學院雜誌

陸奥国は遠国で大国、

大和国は畿内で大国である。

同じ大国

BかCということになる。

守を辞退してその代わりに大和守に任命されたとすると、 ばかりである。ゆえに多少の誤差が生じるわけだが(病気に伴 た時期は、 奥話記』や『扶桑略記』ではなく『今昔』 の一件があったことも同時に定まるからである。これが、 であることが確定し、それより前の時期に任陸奥守とその辞退 よって経重が極官である大和守の職を得たのが一○五八年以 年)の在任期間が除外される点である。なぜならば、これに 時期はちょうどそこに当てはまることになる。 う前任者の辞任など)、経重が天喜四年 (一〇五六) 前後の大和守は「任」や「停」の記録がなく、いずれも「見_ 重要なのは、経重が大和守に任じられた時期として、 (一〇五九~一〇六二年)や藤原成資(一〇六二~一〇六五 Cの可能性がもっとも高いということになる。 前九年話の時期と符 С 原

七 高階経重の任遠江守との関係

したことは、決定的である。 合することになる。『陸奥話記』

が経重任陸奥守の時期を操作

かわかってい 高階経重自身の経歴では陸奥守・大和守に任じられたことし ない のだが、 『尊卑分脈』 の藤原経忠に「実ハ遠

やや若すぎる

このように突き詰めると、

経重が従四位下大和守に叙任され

弟経重が五十二歳で大和守に任じられたと想定すると、これも 下で筑前守(遠国で上国)どまりであったことを想起すると、 — 17 — 『陸奥話記』の高階経重問題

> ことは動かないだろうから、それ以前に陸奥守や遠江守であっ が存在することもわかる。しかも、大和守が経重の極官である 江守高階経重三男」とあることによって、遠江守であった時期 た時期があったということになる。陸奥国は遠国で大国だが

陸奥国のほうが上ということになり、一長一短あって、どちら に任じられたのが先かはこれだけでは決めがたい。 ここで注意を要するのは、『尊卑分脈』の傍注 「実は遠江守

(前節)、遠江国は中国の上国である。距離では遠江国、

ずなのに(ゆえに一方では経重には「大和守」と記す)、ここ 高階経重三男」という書き方である。通常は極官極位を記すは

だろう。第五節第五項で経忠の生年を一〇三五年前後と推定し では遠江守と記しているという点である。これは、経忠が経任 の養子に入った時の実父経重の官職を記したものと考えてよい

終わって受領として駆け出したころではないかと考えられる。 定年齢四十五歳前後で、下積み期間(たとえば陸奥介など)が たが、その時期に経重は遠江守であったということになる。

奥介…→…遠江守…→…陸奥守…→…大和守〉であったろうと たとはいえ)とは考えにくいので、経重の経歴はおそらく それより前に陸奥守(任期五年の大役)に任じられた(辞退し

推測することができる。

「国司補任」によれば、 歴代の遠江守は、 次のように推定復

元することができる。

世紀前半の遠江守

藤原兼成

一〇一九~一〇二二年

(一○一九年は正月除目で「任」、そこから任期四

とみて終点を推定。)

源 安道 一〇二三~一〇二六年

(一○二三年七月に「見」、前任との関係から起点を

推定。そこから任期四年とみて終点を推定。

藤原永信 一○二七~一○三○年?

(一〇二九年に「見」、前任との関係から起点を推定。

そこから任期四年とみて終点を推定。ただし病気に よる早めの交替などがありうるので、このあたり誤

差が生じる。一〇二九年前後が永信であったことだ

けは間違いない。)

不明 切期間 ○111 | ~ | ○三四年?… E

不明 期 間 (ここまで前から順に推定してきたが、 〇三五?~一〇三八年?|···F

任の「任」が一○四○年ではっきりしているので、 次の菅原明

(Claim to Table 1) では、ここまでの不明期間はおそらく二人ではなく三人のここまでの不明期間はおそらく二人ではなく三人の

(一○四○年は正月除目の「任」、そこから任期四年菅原明任 一○四○~一○四三年

月月月 一〇四四、一〇四六三 とみて終点を推定。)

不明期間 一〇四四~一〇四七年···G

· |不明期間 | 一〇四八~一〇五一年| :: H

· |不明期間 一〇五二~一〇五五年|…-

· 不明期間 一〇五六~一〇五九年…**」**

橘 資成 一〇六〇~一〇六三年

が、この前後に資成が遠江守であったことだけは確(一○六○年七月に「見」。起点も終点もあいまいだ

このように、G・H・I・Jのようにまとまった不明期間が

実。

存在することは残念だが、幸いここではそのことが支障をきた

とすれば、養子の約束もその見返り的な意味をもつものとなろらいので、その口利きによって経重の任遠江守が実現したのだいないのを確認できたことが、収穫である。経重が経忠を儲けいないのを確認できたことが、収穫である。経重が経忠を儲けいないのを確認できたことが、収穫である。経重が経忠を儲けいないのを確認できたことが、収穫である。経重が経忠を儲けられるとい。高階経重が遠江守であった時期は、彼が子を儲けられ

る。 任陸奥守との関係で矛盾を生じるところがないということであ 高階経重の任遠江守との関係からみても、彼の生年の推定や うか)。

八 おわりに

(一○六二)春へと六年も後ろにずらしたことも明らかになっおよびその辞退の一件を天喜四年(一○五六)春から康平五年た。同時に、『陸奥話記』の表現主体が、高階経重の任陸奥守ほうが史実を反映したものであろうということが明らかになっ高階経重の任陸奥守の時期については、『今昔』前九年話の

いた〔野中

(二〇一五)]。『扶桑略記』

所載

一方には存在して 「奥州合戦記

してからの二か月間であったとする認識が、

存在が、なによりの証拠である。現存『陸奥話記』もその直接

の影響下にあるらしく、

表現の密

(観念的)

なる後半部と疎

(実

『中哲照(二○一五)「歴史の簒奪

〈清原氏の物語〉

から

〈源氏の物

もいえる。ただし、そのような虚構化の操作を行った意図につ 人連続していたのを物語内で二か所に引き離した操作であると 物語全体の視界からすると、実際には同時期に辞退者が二

> 話記 録的)

でさえ、

武則参戦の直前には四年半ほどの

あったことになっている。十二年間も安倍氏との戦闘が続

なる前半部との著しい位相差を生じている。

その 空白期間

奥

いたなどとは、とても言えないということである。

頼義のこと

7

いての分析は、次稿に譲りたい

本稿で問題にしたのは、そのことだけではない。

天喜四

年正

られながら二人とも辞退したという点も、きわめて重要であ 月に高階経重が、そして翌五年正月に藤原良綱が陸奥守に任じ

るという玉虫色的な年であった。この天喜四年に何が起こって めに前任者が滞在することはありえたようである。この一年間 いたのか、そのことも別稿で述べることとする。 てしまうからである。後任の国守が決まるまでは引き継ぎのた 源頼義が「前陸奥守」でありながら陸奥国府に滞在してい 天喜四年の丸々一年間は、空白の一年間ということになっ

ば、

十一世紀後半にどのような勢力関係が存在し、

いかなる綱引き

が繰り広げられていたのか、そのような時代相が読めなけ

史資料も物語も読めないということである。

安倍氏を追討したとする結果が先行し、それをどう位置づける

べきかの認識や評価が遅れていたことを如実に物語っている

奥)守」と称しているわけだが、そもそもこの戦いは、

を『陸奥話記』では「将軍」と称し、『今昔』前九年話では「(陸

文

伊藤博幸(一九九二)「「六箇郡之司」

権に関する基礎的考察」

東

究 75号

に関わる重大問題なのである。 は、 じつは、これらのこと以上に重要なことがある。 源頼義の陸奥守在任期間の問題、 前九年合戦を、 ひいては前九年合戦観 清原武則が参戦 高階経 重問

高橋 千葉義孝 (一九七〇) 「藤原範永試論-語と国文学」47巻8号/『後拾遺時代歌人の研究』(勉誠社、一 崇 (一九九一) 『蝦夷の末裔 前九年・ 和歌六人党をめぐって一 後三年 -の役の 実像』 九九一)

野中哲照 (二〇一四) 「『陸奥話記』と 「鹿児島国際大学大学院学術論集」第6集 『今昔物語集』 前九年話の先後関係

『十三代要略』 『一代要記』 笠 栄治 (一九六六) 『陸奥話記校本とその研究』 東京:桜楓社

語〉へ――」『いくさと物語の中世』 東京:汲古書院

使用テクスト

『殿曆』…大日本古記録(岩波書店、一九六〇)

※漢文体史資料については、わたくしに訓読して示した。

『陸奥話記』…新編日本古典文学全集(小学館、二〇〇二)

『百練抄』 『扶桑略記』 『帝王編年記』 『本朝世紀』 …新訂増補国史大系 (吉 川弘文館、一九二九・一九三二・一九三二・一九三三)

『今昔物語集』『新古今和歌集』…新日本古典文学大系(岩波書店、一九 九四・一九九二)